

第 2 7 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 5 年 2 月 20 日 月曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 206 会議室

会津美里町農業委員会

第27回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年2月20日 月曜日 14時00分～14時35分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 206会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	5番 野中 充	4番 諏訪 栄一
	6番 松本 晋平	
	8番 福田 真実	7番 佐藤 孝夫
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間舩 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 元木 博人	推進委員 本名 京子
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 齋藤 武美
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	

4. 議事録署名人 5番 野中 充 6番 松本 晋平

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	小林 隆浩
事務局次長	後藤 淳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。本日、4番 諏訪栄一 委員、7番 佐藤孝夫 委員 から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第27回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
5番 野中充 委員、6番 松本晋平 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号18番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、境野字館ノ前3454番 畑 374㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は10a当たり66,500円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号19番、譲渡人は
、譲受人は
、氷玉字風林甲298番1 外1筆 田 2,389㎡、氷玉字福永丙1479番3 外2筆 畑 320㎡で合計2,709㎡であります。申請事由としては、譲渡が遠方に住んでおり管理ができないため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は処分したいとの意向により無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号20番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、永井野字永井野95番 田 2,906㎡、永井野字永井野6番1 畑で283㎡ 合計3,189㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は、田と畑を合わせて100,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号21番、譲渡人は、
、譲受人は
。申請農地は立石田字三百苺甲493番1 田 98㎡、立石田字立行事97番 畑で271㎡、合計369㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、農地付き空き家となります。譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は空き家等を含んだ価格で3,800,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号22番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、松沢字中原219番 田で2,689㎡であります。申請事由としては、譲渡が高齢化による経営縮小であり、譲受が相手方要望のためでありま

す。移転時期は許可日以降であり、価格については、当該地が現在柿畑となっていますが、田として利用するため、抜根費用は譲受人の負担となることから、1筆の価格が400,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第97号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第97号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に、議案第98号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号14番 譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は 旭無量字中村521番1畑で341㎡の内144.596㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で、価格については、1㎡あたり207円であります。
権利移転の理由ですが、携帯無線基地局の増設工事に伴う作業用地のための一時転用であります。工事着工及び完成年月日は許可日から3か月間となります。建築物の名称及び面積は、作業ヤード 133.116㎡、仮設トイレ・仮設事務所・資材倉庫 11.48㎡です。権利の種類は賃借権の設定であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号14番について元木博人委員より報告願います。

元木委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和5年2月8日午前10時から調査を行いました。出席者は、設定人の、被設定人の、申請事務関係者の、町農業委員会より、村松委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、携帯無線基地局の増設工事に伴う作業用地で3か月間の一時転用です。付近への被害防止策ですが、申請地は、周囲に土留めを設置し土砂の流出を防止します。また、農業用排水施設への影響ですが、雨水は自然地下浸透させ、汚水は仮設トイレで処理するため、影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、東側を道路、南側を宅地と接しているため、農地の分断や蚕食等は発生しません。設置する建物についても、高さや位置から、日照等に影響はありません。なお、工事期間終了後は、鉄板と土木シートを撤去し復元計画に基づいて適切に農地に復元するとのことでした。以上、ご報告いたします。

議長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第98号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第98号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議長 議案第99号 農用地利用集積計画の決定について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 99 号 利用権の設定については、原案のとおり決定いたします。

これをもって、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 95 号から第 97 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 95 号は 7 件の届出がありました。詳細については、相続案件ですので省略いたします。

【農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定による届出について】

事務局次長 受付番号 2 番 申請人は、。申請農地は、松岸字村西 120 番 畑で 4,315 m²の内 10.35 m²であります。転用しようとする事由は農業用倉庫です。工事着工及び完成年月日、受理日以降で令和 5 年 3 月 31 日です。建設物の名称及び面積は、農業用倉庫 10.35 m²です。

受付番号3番、申請人は、
。申請農地は、永井野字永井野56番1 畑で863㎡の内9.97㎡であります。転用しようとする事由は、農業用倉庫通いで農業を行っております。工事着工及び完成年月日は受理日以降で令和5年4月30日です。建設物の名称及び面積は、農業用倉庫 9.97㎡ です。

受付番号4番、申請人は、
。申請農地は、境野字境野443番外1筆 畑で751㎡の内183㎡であります。転用しようとする事由は農作業小屋です。工事着工及び完成年月日は、受理日以降で令和5年7月31日です。建設物の名称及び面積は、農作業小屋 72.87㎡です。

受付番号5番、申請人は、
。申請農地は、字延命寺前甲409番 田で99㎡であります。転用しようとする事由は、籾乾燥施設です。工事着工及び完成年月日は、受理日以降で令和5年7月31日です。建設物の名称及び面積は、籾乾燥施設90㎡です。

【合意解約について】

事務局次長 報告第97号 合意解約については、8件提出されてであります。それぞれの理由により、両者合意のうえ解約がなされたものでありますので、詳細についてはお読み取りを頂きたいと思っております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第27回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:35 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(5番 野中 充)

議事録署名人 _____
(6番 松本 晋平)